

我が国における国内排出量取引制度の在り方について（中間整理） 骨子 （中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会 平成 22 年 12 月 取りまとめ）

（注）以下の項目は、小委員会でも未だ議論の収束をみたものではないが、議論を進める観点から整理したもの。

1. 対象期間

- ・ 中期目標の 2020 年に向け、2013 年度開始と仮定すれば、当初は3年間、以後は5年間とする。

2. 対象とする温室効果ガス

- ・ 当面、CO₂ を対象ガスとする。非エネルギー起源 CO₂ は、精度管理の観点から検討。

3. 制度対象者の考え方

- ・ 大規模排出事業所(裾切り値は1万t以上の値を検討)を保有する法人が対象。
- ・ 複数事業者による義務遵守は、そのメリットや競争政策上の課題等に照らして検討。

4. 排出枠の設定及び電力の取扱い

<排出枠の設定方法>

- ・ 排出枠の設定は、各事業者の過去の排出削減努力や今後導入可能な技術の内容や程度等を踏まえて実現可能と考えられる排出削減の程度(削減ポテンシャル)を踏まえて柔軟に行う。
- ・ 電力の取扱いと排出枠の設定方法については、「電力間接+総量方式(無償設定)+電力原単位規制」をベースとしつつ、他の方式の利点をミックスすることが可能か検討。

【電力間接方式】発電に伴う CO₂ 排出を電力の使用を通じた間接的な排出とみなして、電力需要家を対象とする方式(電力会社の排出として、同社を対象とする方式は電力直接方式)。

【総量方式(無償設定)】生産量当たりの CO₂ 排出量(ベンチマーク)と活動量に基づき排出枠(総量)を設定する方法と、過去の排出実績等と削減率で排出枠を設定する方法(グランドファザリング)の組合せ。

【電力原単位規制】電気事業者への電力原単位(電力量当たりの CO₂ 排出量)の改善の義務付け。

(他の方式)

【原単位方式】生産量当たりの CO₂ 排出量(原単位)の限度のみを設定し、排出枠(総量)を設定しない。

【総量方式(有償設定)】オークション(有償入札)を実施して、各事業者が排出枠を調達。

<排出量の総量>

- ・ 我が国全体で技術的に導入可能な対策技術を積み上げて推計する排出総量を設定し、中長期目標の実現に向けて国内排出量取引制度の対象外の分野での追加的な対策が必要か否かの判断を行う目安として用いる。

5. 義務の遵守方法

- ・ 事業者は、毎年度排出量の算定等を行い、遵守期間*ごとに、自らの排出量が排出枠を超えていないことを確認の上、過不足ある場合には排出枠の取引等を行い、義務を遵守。

※ 義務遵守のための期間(遵守期間)は、複数年度とすることも検討。

6. 事業者の負担の緩和措置

- ・ バンキング(余剰排出枠を次期遵守期間又は対象期間以降に繰り越すこと)や実質BORROWING(実質的に次期遵守期間の排出枠を使用すること)を可能とする。
- ・ 外部クレジット(海外クレジットや国内削減等に伴うクレジット)の活用を条件つきで認める。
- ・ 排出削減に貢献する製品の製造や国際競争力への影響について、排出枠設定時に配慮。

7. 国と地方の関係

- ・ 制度対象者に過剰な負担や混乱が生じないように整合を図るとともに、既存の条例に基づく取組が損なわれないよう配慮するとの観点から、法律において条例との関係を整理。

8. その他(登録簿、適切な市場基盤)

- ・ 排出枠を管理する登録簿システムや取引ルール等について、専門技術的な検討が必要。